

議案第 42 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することとする。

令和 3年 3月 24日 提出

山都町長 梅 田 穰

1 財産の表示

No.	大字	字	番地	登記地目	取得面積
1	城平	原	618 番 1	田	3,304 平方メートル
2	城平	原	660 番	田	976 平方メートル
3	城平	原	661 番 1	田	316 平方メートル
4	城平	原	665 番・666 番合併	田	1,470 平方メートル
5	城平	原	669 番	田	936 平方メートル
				計	7,002 平方メートル

2 取得目的 道の駅整備事業用地

3 取得代金 69,230,800 円

4 相手方 住 所 熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番地 1  
氏 名 熊本県

(提案理由)

本件財産を取得するには、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定に基づき定める議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年山都町条例第 55 号）第 3 条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

# 仮 土地売買契約書

山都町が施行する 道の駅整備事業 のために必要な土地の売買について、売主たる土地の所有者 熊本県 (以下「甲」という。)と買主 山都町 (以下「乙」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、自己所有の木尾記載の土地 (以下「土地」という。)を現況の地目、地積をもって、乙に売り渡すものとする。

第2条 土地の売買代金 (以下「売買代金」という。)は、金 69,230,800 円とする。

第3条 甲は、土地の所有権移転登記が完了したときに、売買代金の支払を乙に請求するものとする。

2 乙は、前項の規定による請求書を受領した日から30日以内に甲に支払う。

第4条 土地の引渡しは、第2条の売買代金を支払った日とする。ただし、土地の引渡時期は、別途協議の上早めることができるものとする。

第5条 土地に設定してある抵当権その他の権利は、甲において消滅させるものとし、所有権移転登記等の登記の嘱託は乙が行うものとする。

2 前項の規定による手続に要する経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 分筆及び所有権移転に要する経費、乙の負担。
- (2) 前号以外の抵当権抹消等に要する経費、甲の負担。

3 甲は前項の登記に必要な登記承諾書、印鑑証明書等をすみやかに乙に提出するものとする。

第6条 引き渡された売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとしても、甲は、その責めを負わないものとする。

第7条 甲は、この契約の締結後においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権その他所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。

2 甲が前項の規定に違反し、乙に損害を与えた時は、乙は甲に損害を請求することができる。

第8条 この土地に係わる公租公課は、所有権移転登記完了日の属する年までは、甲の負担とする。

第9条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他の目的に利用し、又は他に漏らしてはならない。

第10条 この契約の締結後この土地について第三者から異議の申出があった場合は、甲が全てを解決し、乙に迷惑をかけないものとする。

第11条 この契約書に要する収入印紙の費用は、乙の負担とする。

第12条 この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については甲、乙協議して定める。

この契約は、山都町議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議決を得られないときは無効となり、買主は一切の責任を負わないものとする。

この契約の証として契約書2通を作成して、甲乙署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 3 年 3 月 18 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 蒲島 郁夫



乙 山都町

代表者 山都町長 梅田 博

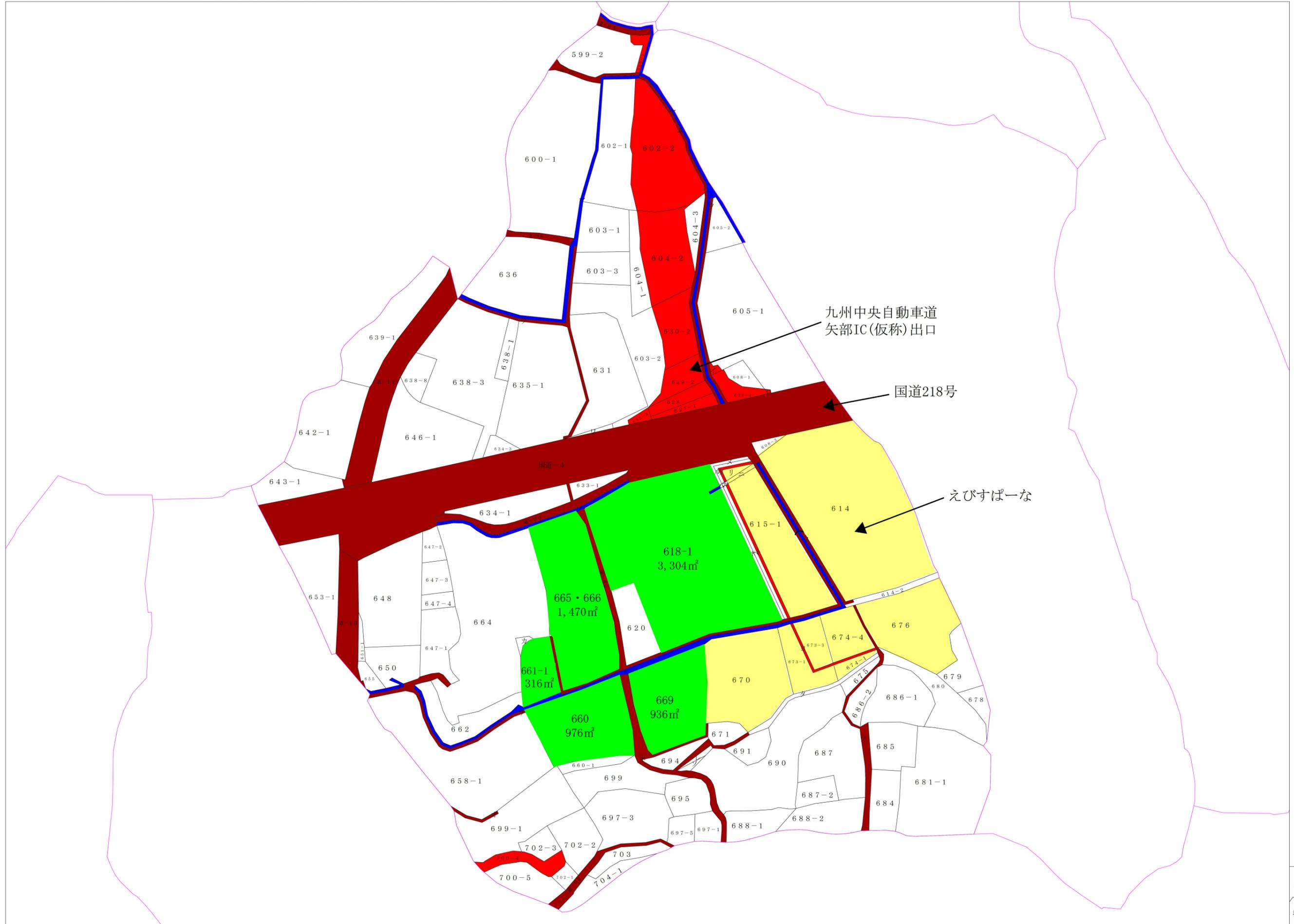


《土地の表示》

上益城郡山都町 城平 地内

字	地番	登記簿		現況		単価 (円)	金額 (円)
		地目	地積 (㎡)	地目	買収 (㎡)		
原	618番1	田	3,207.00	雑種地	3,304.00	15,400	50,881,600
原	660番	田	786.00	畑	976.00	5,300	5,172,800
原	661番1	田	366.00	田	316.00	4,300	1,453,600
原	665番、666番合併	田	1,619.00	田	1,470.00	4,300	6,762,000
原	669番	田	1,037.00	畑	936.00	5,300	4,960,800
合計					7,002.00		69,230,800





- イ 606-2
- ロ 606-3
- ハ 615-3
- ニ 615-4
- ホ 615-5
- ヘ 615-6
- チ 625-7
- リ 625-2
- ス 625-5
- ル 625-6
- ヲ 625-7
- ワ 633-3
- カ 631-2
- キ 633-4
- ク 674-2
- ケ 693
- コ 693-2
- サ 79
- シ 80
- ス 81
- セ 87
- ソ 88
- タ 89
- チ 91
- リ 93
- ニ 33
- ホ 34
- ヘ 35
- チ 36
- リ 37

